



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

STOP! 不当な差別

川崎市 差別のない 人権尊重のまちづくり条例

人権を尊重し、
共に生きる社会を目指して



「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定経緯

川崎市は、日本各地や海外から来た人たちを含め、いろいろな人たちが集まり、地域に根付いて、多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展し、市制施行時、人口約5万人であったまちは、その30倍以上の人口を抱える大都市に成長を遂げています。

これまで、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる「多文化共生社会」の実現を目指して、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動をはじめ、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じています。

このような状況を踏まえ、川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）」を令和元年12月16日に制定し、令和2年7月1日に全面施行しました。



条例はどのような構成になっていますか？

この条例は、人権全般を見据えた幅広い条例として、前文、本則5章建て24箇条及び附則で構成され、「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の2つの柱があります。

不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

人権全般を対象とし、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進するための人権に関する施策の内容等について定めています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

国の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「差別的言動解消法」という。）」の規定に基づき、本市の実情に応じた施策の内容等について定めています。



「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」には、どのようなことが書いてありますか？

ポイント！

「不当な差別的取扱いの禁止」は、「日本国憲法」の保障する「法の下での平等」の原則に則っています。この原則に反するか反しないかの基準とされている「合理的な取扱い上の違い」に当たるか否かを判定するに当たっては、「形式的平等」ではなく、「実質的平等」の主旨が最大限考慮されなければならないとされています。

不当な差別的取扱いの禁止

何人も※、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。なお、罰則規定はありません。

※「何人も」とは、誰でもという意味で、日本人だけでなく外国人も、また、法人も含みます。

人権教育及び人権啓発

不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を行います。

人権侵害による被害に係る支援

人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行います。

情報の収集及び調査研究

不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行います。

このほか、市の責務、市民及び事業者の責務、人権施策推進基本計画、人権尊重のまちづくり推進協議会について定めています。



「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」には、どのようなことが書いてありますか？

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。平成28年6月に施行された国の「差別的言動解消法」では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が許されないものであることを宣言するとともに、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることを地方公共団体の責務としました。

川崎市では、市内で本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが繰り返されたことを踏まえ、令和元年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づいて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組を推進しています。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、道路や公園などの公共の場所で拡声機等を使用して行われるもの（街頭演説、デモなど）と、インターネット上で行われるもの（SNSの投稿、掲示板の書き込みなど）を区分して、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組の推進について定めています。

なお、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義は、国の「差別的言動解消法」に定められており、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（＝本邦外出身者）」を対象として、「公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をいうとされています。

1 道路や公園などの公共の場所で拡声機等を使用して行われるもの

ポイント！

この条例で禁止され、違反を繰り返すと罰則の対象となる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、①、②、③の全てを満たすものとなります。



本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由とした、次のいずれかに該当する言動

- 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

ポイント！

要件のどれかが1つでも欠ければ該当しないので、極めて厳格な仕組みとなっています。

例えば、「宴席での会話や議論」、「肉声でなされた差別的発言」、「外国政府の批判」や「外国人の政治的態度を理由として批判する表現」などは、該当しないことになります。

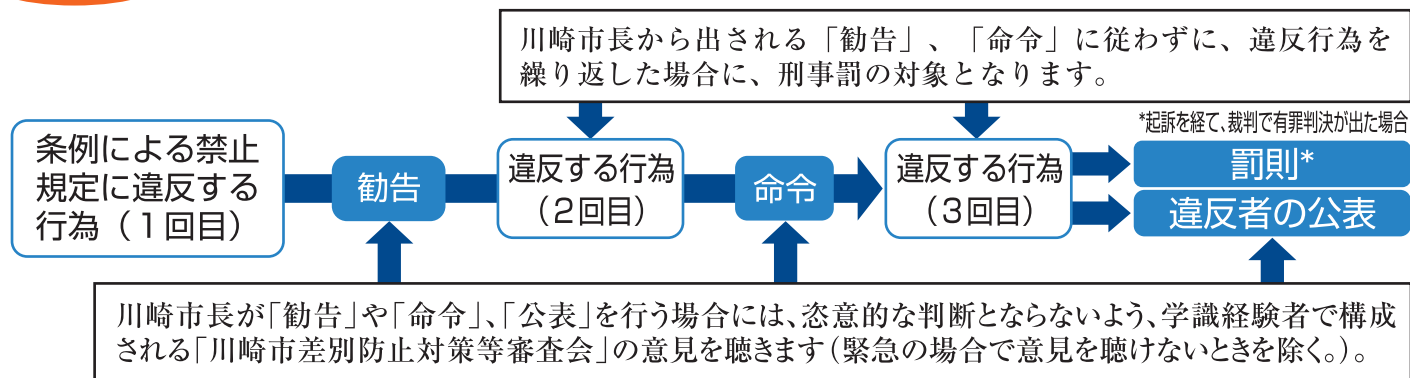
「外国政府や外国人に対する批判や悪口を言えば全て該当する」ということではありません。

該当しない事例



ポイント！

違反する行為が1回あっても、すぐに刑事罰の対象になるわけではありません。



ポイント！

対象が「本邦外出身者」に限定されているのは、国の「差別的言動解消法」に基づく取組であるためです。

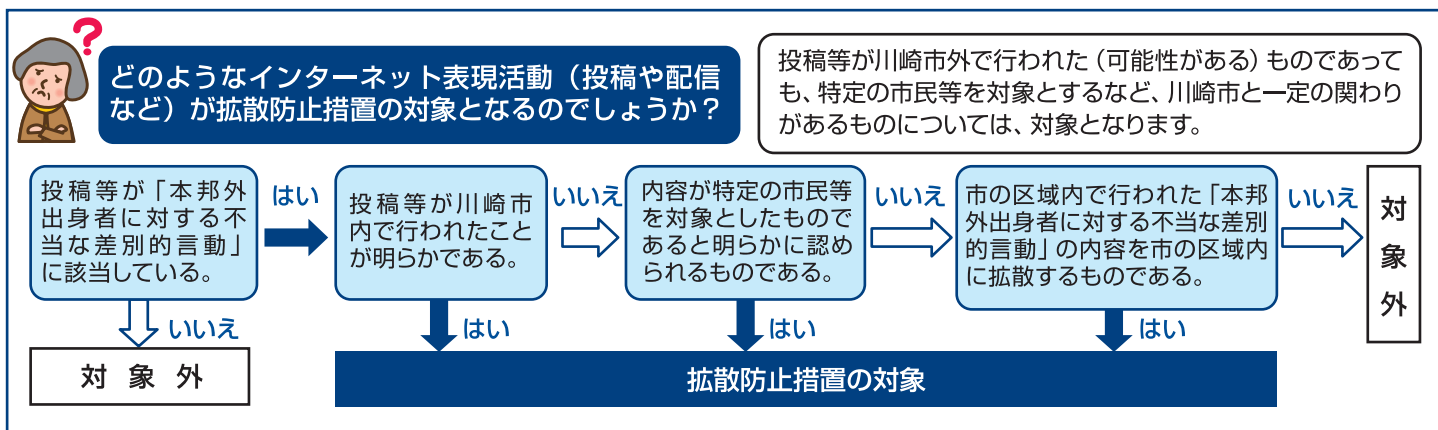
ポイント！

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の禁止は、日本人に限らず、誰でも対象となります（本邦外出身者が、本邦外出身者に対して行うことも許されません。）。

2 インターネット上で行われるもの

ポイント！

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義に該当する投稿等のうち、川崎市と一定の関わりがあるものについて、拡散防止措置（プロバイダ等への削除要請等）を講じます。



ポイント！

特定のインターネット投稿を「禁止」するものではないため、投稿者等に対する罰則はありません。

ポイント！

単なる悪口や、誹謗・中傷では該当しない場合があります。

ポイント！

拡散防止措置を行うかどうかは、市長が審査会の意見を聴いて判断します。



ポイント！

拡散防止措置を行ったときは、対象となった表現内容の概要等を公表します。公表は啓発が目的であり、懲罰的なものではありません。



ポイント！

削除要請は、事業者（プロバイダ等）の協力に依拠します。



公権力による命令や指示ではなく、強制力を持たない要請であり、事業者が削除に応じない場合があります。

よくある質問にお答えします

これ以外の質問にも、市のホームページでお答えしています。



Q1 川崎市内では、外国や外国人に関する批判は、全て禁止されるのですか？

A1 禁止の対象は厳格に絞りこまれており、外国や外国人に対する批判が全て禁止されているわけではありません。

Q2 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対する罰則付きの規制は、「表現の自由」に抵触しないのですか？

A2 「表現の自由」も無制限ではなく、公共の福祉との関係で制約が認められる場合があります。ただし、「表現の自由」は民主主義の根幹に関わる重要な権利であることから、条例では、「表現の自由」を不当に侵害することのない仕組みを設けており(4ページ参照)、慎重な運用に努めています。

Q3 日本人に対する差別的言動も同じように規制すべきではないですか？

A3 川崎市では、過去に市内で本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが繰り返し行われ、地域に居住する市民の平穏な生活が脅かされたことから、条例による規制が必要であると判断しました。

一方、本邦外出身者に該当しない日本人に対する差別的言動については、現時点では、地域に居住する市民の平穏な生活が脅かされる程の立法事実(ある法律や条例が存在する合理性の根拠となる社会的事実)がないため、条例による規制は必要ないと判断しています。

Q4 日本人に対する差別的言動を規制しないのは、「法の下での平等」に反するのではないですか？

A4 日本国憲法第14条(法の下での平等)は、合理的理由に基づいて異なる取扱いをすることを禁止するものではありません。

本邦外出身者とそれ以外の者とは、地域社会からの排除という側面で、置かれている状況が異なるため(Q3参照)、両者に異なる取扱いをすることには、合理的理由があり、「法の下での平等」には反しないと考えています。

Q5 「ヘイトスピーチ」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、同じ意味ですか？

A5 「ヘイトスピーチ」という用語は、法律上の定義がなく、その範囲は明確ではありません。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と同じ意味で用いられる場合もありますが、より広く、「憎悪をむき出しにした発言」という意味で用いられる場合もあり、その場合は同じ意味ではありません。

Q6 条例の施行後も、いわゆる「ヘイト街宣」が行われていますが、市は止めに入らないのですか？

A6 街宣活動が行われた場合、川崎市では、条例上の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」への該当性を判断していますが、該当の有無に関わらず、演説を途中で止められる仕組みにはなっていません。

先入観にとらわれずに、街宣活動における言動の具体的な内容を確認することが重要であると考えています。

なお、条例の附帯決議にあるとおり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるというわけではありません。

Q7 地方自治体である川崎市が、インターネット上の投稿などを規制するのは越権行為となるのではないですか？

A7 この条例のインターネット上の対策は、法的拘束力のある規制ではなく、川崎市域・市民に関係するなど厳格な要件を満たした投稿等に関し、拡散防止措置として、プロバイダ等への削除要請を行うものです。

なお、このようなプロバイダ等への削除要請は、この条例の制定前から、同和問題等において、複数の行政機関が行っています。



川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元年12月16日
川崎市条例第35号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）
- 第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第11条～第20条）
- 第4章 雑則（第21条・第22条）
- 第5章 罰則（第23条・第24条）
- 附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人

権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（人権尊重のまちづくり推進協議会）

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

（この章の趣旨）

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの（勧告）

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行かせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に

掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動(以下「同一理由差別的言動」という。)を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設(市が設置するものに限る。以下同じ。)において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動(他の表現活動の内容を記録した文書、画像、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。)のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。)を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

(審査会の調査審議手続)

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

(報告及び質問)

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

STOP! 不当な差別

思いやりの輪を 社会に広げていきましょう

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」をより詳しく知っていただくとともに、この条例で取り組む内容を御理解いただき、「不当な差別のない人権尊重のまちづくり」の推進に活用していただけるよう、「『川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例』解釈指針」を作成し、川崎市のホームページで公開しています。

詳しくは川崎市のホームページへ

川崎市 人権条例

検索

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-1-10-0-0-0-0-0-0.html>



より詳しいQ & Aを読みたい方はこちら

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/faq/category/401500.html>



インターネット上で誹謗中傷やプライバシー侵害を受けたときはこちら

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000124259.html>



対人関係、権利関係、インターネット上の誹謗・中傷、不当な差別、いじめ、嫌がらせなどの人権侵害でお悩みの方は、

電話相談

かわさき人権相談

☎ 044-200-2359

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。） 受付時間 8:30～12:00 / 13:00～17:15

インターネット相談

